

熊本都市圏道路計画策定・検討業務委託

特記仕様書

第1章 総約

第1条 適用

1. 本仕様書は、「熊本都市圏道路計画策定・検討業務委託」(以下、「本業務」という。)に適用する。
2. 本業務の遂行にあたっては、本仕様書によるほか、「設計業務等共通仕様書」(熊本市最新版)(以下、「共通仕様書」という。)等業務に関係する法令、規則、基準、指針を遵守しなければならない。

第2条 管理技術者

管理技術者は、共通仕様書に示すほか、管理技術者の条件を満たす者であることとする。

第3条 照査技術者

照査技術者については、共通仕様書に示すほか、照査技術者の条件を満たす者であることとする。なお、当該業務の中で照査技術者は、管理技術者を兼務できないものとする。

第4条 打合せ

打合せは以下を想定している。なお、打合せ回数に変更が生じる場合は、調査職員と協議し、業務上必要と認められる場合には、契約変更の対象とする。また、打ち合わせを行う場合には、管理技術者が立ち会うものとし、その結果は受託者が書面(打合せ記録簿)に記録し相互確認しなければならない。

- 1) 業務着手時 1回
- 2) 中間打合せ 5回
- 3) 成果品納入時 1回

第5条 成果品の検査と納品

業務の完了に際し、本市による成果品検査を受けるものとし、検査合格をもって本委託業務の完了とする。なお、納品後、成果内容に誤記・違算があった場合は速やかに訂正し、再提出しなければならない。

第6条 成果品及び電子納品

(成果品)

成果品は、共通仕様書に基づいて作成した電子データを電子媒体(CD-RもしくはDVD-R)で2部、印刷製本した成果品を1部提出とし、成果品の提出場所は、熊本市都市建設局道路計画課とする。

(電子納品)

1. 本業務は、電子納品対象業務とする。電子納品とは、調査・設計・工事などの各段階の最終成果を電子データで納品することをいう。ここでいう電子データとは、国土交通省の定めた電子納品要領及び関連基準(以下「要領・基準類」という。)に示されたファイルフォーマットに基づいて作成されたものを指す。
2. 電子納品成果品の作成は、要領・基準類及び熊本市電子納品運用ガイドライン(案)に基づいて作成することとする。
3. 成果品の提出の際には、「熊本市電子納品チェックソフト」によるチェックを行いエラーがないことを確認した後、ウィルス対策を実施したうえで提出すること。

第7条 テクリスの登録

受託者は、契約時又は変更時において、業務委託料が100万円以上の業務について、業務実績情報サービス(以下「テクリス」という。)に基づき、受注・変更・完了・訂正時に業務実績情報として作成した「登録のための確認のお願い」をテクリスからメール送信し、調査職員の確認を受けたうえ、受託時は契約締結後、15日(休日等を除く)以内に、登録内容の変更時は変更があった日から、15日(休日等を除く)以内に、完了時は業務完了後、15日(休日等を除く)以内に、訂正時は適宜登録機関に登録申請しなければならない。なお、登録できる技術者は、業務計画書に示した技術者とする(担当技術者の登録は8名までとする)。登録した場合は、テクリスより「登録内容確認書」が調査職員にメール送信される。なお、変更時と完了時の間が15日間(休日等を除く)に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。また、本業務の完了後において訂正または削除する場合においても、速やかに委託者の確認を受けた上で、登録機関に登録申請し、登録後にはテクリスより「登録内容確認書」をダウンロードし、委託者に提出しなければならない。

第8条 守秘義務

受託者は、本業務に関する全ての事項について機密を厳守し、他に漏らしたり、転用したりしてはならない。

第9条 行政情報流出防止対策の強化

1. 受託者は、業務計画書の実施方針に情報セキュリティに関する対策を記載すること。
2. 受託者は、業務計画書及び共通仕様書に記載された内容を確実に実施するとともに、実施したことを確認できる資料を作成し、調査職員に報告しなければならない。

第10条 保険加入

受託者は、共通仕様書に示されている保険に加入している旨を業務計画書に明示すること。ただし、調査職員からの請求があった場合は、保険加入を証明する書類を提示しなければならない。

第11条 資料等の貸与

1. 本業務に必要な資料については協議により貸与する。なお、貸与された資料については、本業務終了後に速やかに委託者に返納すること。また、業務期間中においても委託者が求めた際には返納するものとする。
2. 受託者は貸与資料について照査を行い、疑義等がある場合は調査職員と協議すること。

第12条 ウィークリースタンス

本業務は、ウィークリースタンスの対象であるため、「設計業務等におけるウィークリースタンス実施要領」に基づき、委託者、受託者協力のもと取り組むものとする。

第2章 業務内容

第13条 目的

本業務は、「熊本県新広域道路交通計画(令和3年6月策定)」に位置づけられた熊本都市圏の新たな3つの高規格道路(熊本都市圏北連絡道路、熊本都市圏南連絡道路、熊本空港連絡道路)(以下、「都市圏高規格道路」という。)の概略計画策定を進めるにあたり、会議資料の作成等や広報周知の実施などを行う業務である。また、併せて熊本市域において未整備の道路を対象に、道路構造の検討を行うもの。

履行期間: 契約締結日から令和8年(2026年)3月31日まで。※ただし、令和8年(2026年)第1回定例会において繰越が承認され次第、令和8年(2026年)9月30日まで延長する。

第14条 業務計画書の作成

本仕様書に示す業務を把握した上で、適正かつ円滑に業務を行うための業務実施方針・処理手順・工程など業務実施に必要な諸事項を計画した業務計画書を作成すること。

第15条 会議資料の作成等

概略計画検討を進めるにあたって、住民参加型の道路計画検討にかかる会議の資料作成等を行い、その実施支援を行うこと。資料作成等にあたっては、熊本県と共同で実施する予定である。なお、会議資料作成は1回分を予定している。資料作成に当たっては過去の検討事項や関連資料、他事例等を確認、整理し、また、住民参加型の道路計画検討の進捗などを考慮して行うこと。

第16条 道路計画策定に係る体系的な支援

概略計画検討を進めるにあたって、情報を分かりやすく伝え、住民参加型の取り組みが最大限の

効果を発揮することを目指し、統一感のある取り組みとなるような仕組みを検討・構築し、デザインやレイアウトなどを工夫し、作成する資料等の再構成のアドバイスをを行うなど、住民参加型の道路計画検討に係る一連の資料等のレイアウト・デザイン業務を行い、体系的な支援を行うこと。

第17条 道路計画策定に係る広報周知の実施

概略計画検討を進めるにあたって、住民参加型の取り組みを推進するため、幅広い世代にわかりやすく情報提供することができる5分程度のプロモーションビデオの制作をすること。制作にあたっては伝えるべき目的を明らかにして、内容を企画立案し、委託者と協議のうえ、内容を決定して実施すること。なお、プロモーションビデオの制作にあたり、映像や画像等の著作権について、必要がある場合は受諾者で使用承諾を得る等の措置を済ませたうえで納品すること。委託金額には構成、素材収集、撮影、編集、ナレーション・BGM の挿入、出演や使用承諾に係る費用等も含むものとする。完成版の納品データの種類等は委託者と協議のうえ、決定すること。

第18条 道路構造の検討

施工性、経済性、維持管理、安全性、自然環境や生活環境への影響などを踏まえた総合的な検討と道路構造物の位置、概略形式、基本寸法を技術的、経済的判定により検討し、以下の①～⑥について整理・資料の作成を行う。なお、業務数量は熊本市内(平地)のL=3.0kmを想定しているが、具体的な箇所や作成する図面の種類及び枚数については、委託者と協議の上、決定するものとする。

①現地踏査

②路線選定

③設計図及び関係機関との協議資料作成

設計図について、最新の地形図を用いて以下のものを作成することを想定している。

1) 路線図(1枚程度)

2) 平面図(5枚程度)

3) 縦断図(5枚程度)

4) 標準横断図(4枚程度)

5) 横断図(38枚程度)

6) 主要構造物計画図(5枚程度)

7) その他発注者が指示するもの

関係機関との協議は2回を想定している。

④概算事業費算出

⑤施工計画検討

⑥照査

第19条 報告書作成

本業務での実施結果をまとめた報告書を作成すること。なお、整理した情報は、図面や貸与資料を十分に活用し、わかりやすくとりまとめるものとする。報告書作成には、成果品概要版の作成を含む。なお、本業務に使用した資料、文献等はその出典先を明記すること。

第20条 その他

1. 受託者は、委託者と綿密に連絡を取りながら、業務を実施しなければならない。
2. 成果品の所有権及びすべての著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む）は、委託者に帰属するものとする。
3. 本業務のために撮影した写真及び作成した図表等は全て委託者に供与し、その利用、再編集は委託者において自由にできることとする。
4. 成果品の作成にあたり、映像や画像等の著作権について必要がある場合は、使用承諾を得る等の措置を済ませたうえで納品すること。また、それらに関する紛争等が生じた場合は、受託者の責において対応するものとし、委託者は責任を負わない。ただし、委託者より提供された映像や画像等に関しては、委託者の責において対応するものとし、受託者は責任を負わない。
5. 受託者は、本業務の実施により生じた著作物に関する著作者人格権を一切行使しないものとする。
6. 本業務の遂行にあたって熊本都市圏の現況、地域および道路の課題、公共交通との関連性、地域の声などを踏まえ、熊本県新広域道路交通計画や最新の社会経済指標、熊本市の基本計画や各種計画との整合を図ること。
7. 受託者は本仕様書に定めのない事項、本仕様書の内容等について生じた疑義については、その都度、委託者と協議の上、その指示に従い業務を進めるものとする。